

## 令和 4 年度大町町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

### 1 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図ることを目的として策定する。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町のすべての組織が発注する物品等の調達に適用する。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく施設等
  - ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所(A 型・B 型)
- (2) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令(平成 25 年政令第 22 号)に基づく作業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 重度障害者多数雇用事業所(次の要件すべてを満たす事業所)
    - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
    - ②障害者の割合が従業員の 20%以上
    - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上であるもの
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 5 調達の対象とする物品等

別表に定める物品等とする。

## 6 調達の推進方法

### (1) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項又は大町町財務規則（平成 4 年大町町規則第 23 号）に基づき、随意契約による調達を行うときは、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等から優先的に調達するものとする。

### (2) 障害者就労施設等の受注能力等への配慮

障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、障害者就労施設等の受注能力等に充分配慮する。

### (3) 本町における調達の拡大

本町は、物品等の調達額が前年度の実績額を上回るよう計画的な発注に努めるものとする。

### (4) 佐賀県共同受注支援窓口の活用

本町は障害者就労施設等からの物品等に調達に関する情報収集及び受注調整に当たっては、佐賀県共同受注支援窓口を積極的に活用するものとする。

※佐賀県共同受注支援窓口

〒840-0851 佐賀市天佑 1 丁目 8-5

Tel:0952-97-9856 Fax : 0952-29-3918

(ホームページ)URL : <http://sien-madoguti.com/>

## 7 調達方針及び調達実績の公表

本方針及び本方針に基づく物品等の調達実績は、毎年度町のホームページにより公表する。  
(公表時期：調達方針…今年度 5 月末、調達実績…翌年度 7 月末)

## 8 調達目標

令和 4 年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、3,035 千円とする。

## 9 その他の支援

(1) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、職員個人においても、率先して障害者就労施設等が供給する物品の購入に努める。

(2) 障害者就労施設等による市内での物品の販売等に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保に努める。

別表

	品目	項目
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物など
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニングなど
	清掃・施設管理	清掃、除草、樹木伐採、洗車、駐車（輪）場管理、自動販売機管理など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こしなど
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄、資源の回収・分別など

※上記物品等の発注にあたって受注可能な障害者就労施設の有無等の確認が必要な場合には、事前に佐賀県共同受注支援窓口にて照会すること。